

平成 31 年 第 4 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成 31 年 4 月 25 日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成31年4月25日(木) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 任	出口 大悟
主 査	井上 幸代

○ 閉会

午後 3 時 3 0 分

午後3時00分 開会

局長 (竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから平成31年第4回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

会長 (堺澤 豊君)

どうも、こんにちは。(一同「こんにちは」)

4月になって大分暖かくなって、農作業のほうも随分忙しくなってきたのかなと思っております。

先日の市会議員の選挙で農業委員の小原茂幸さんが当選をされました。まずもって、おめでとうございます。お祝いを申し上げたいと思います。(小原委員「お世話になりました。ありがとうございます。」)

農業委員会と議会の橋渡しをしていただくようお願いをできたらありがたいなど、そんなふうに思っております。

さて、4月に入って4月の10日の日に大雪ということで、随分いろんな災害が出ました。後ほど災害等については報告をいただくようにしておりますけれども、しかし、いずれにしても災害っていうのはいつ起こるかわかんないわけで、私どもを考えてみますと、それぞれの地域の中で、やはりきちんとした目配りをしなきゃならないなど、そんなふうに思っております。ハウスが倒壊した、潰れた、あるいは風で災害があった、あるいは大雨による農地の流出や、あるいはそういった災害、あるいは感染したとか、そういったような災害がいつ起こるともわからないわけです。やはり、そういう点について、やっぱり私どもはきちんと地域内、それぞれの担当する地域の中をきちんと把握をする、そういうことが必要なんだろうっていうふうに思っております。

実は、先日、雪の後、私に「いや、会長ね、大変なことになっているんだに。」というようなお話をいただいて、そうはいつでも何とかならないのかなと、それは、また営農センターの中でもだんだん検討をしながら、あるいはJAにお願いするところをお願いしながらしていかなきゃいけないかなと、そんなふうに思っておるわけです。

いずれにしても、そんな状況がありますんで、留意し、そしてまた対応して、お互いにそういった情報をやっぱり共有して善処していく、そういうことが必要かなあと。昨年、長野市で台風による果樹関係、特にリンゴですけれども、大きな被害を受けました。長野市の農業委員会で緊急の意見書を市へ提出をしました。そんなことがあって、やはり大きな災害等については私どももきちんとした対応をしなきゃならない、そんなふうに思いますので、また心してお

いていただきたいと、そんなふうに思います。

きょうは、後、上在の営農組合の総代会がありますので、6時半からですが、農業委員の皆さん5時半に集合がかかっていますので、ちょっとそこら辺も留意しながら進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

大変御苦労さまです。よろしくお願いいたします。

局長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

続きまして、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 22 番 北原実委員、お願いします。

22番 (北原 実君)

私、農業を始めて、53歳ぐらいでサラリーマンを卒業して農業のほうに転職して、まだ10年ちょっとの駆け出し農民です。

今現在はリンゴを、諸先輩の先月家族協定を結んだ北原義雄さんの御指導をいただきながら、リンゴを植えてみろというので、リンゴを35aほど植えて、3年ばかりたつてまた30aを植えて、今65aぐらいでやっているんですけども、意外にやってみると、何か盆栽つくっておるような感じでおもしろいなあというふうに思っています。今後の中では、新しい新しい化等の技術もちょっと勉強したいなあというふうに思っている次第です。

そのほかに、私、15年ほど諸先輩の指導をいただきながら水田の育苗苗を勉強させてもらって、今4,000枚くらいかな、やっています、私の農業は全部で2町歩くらいのもんなんですけども、ひとり農業の規模としては、だんだん最近腰も痛いし、余り無理もきかないので、この辺が限界かなあというふうに思っています。今後については、リンゴが割合おもしろいので、体的にもリンゴを中心にやっていきたいと思っています。そのリンゴは、販売も自分で多少できるもんですから、JA出荷をベースにしながら、個人販売で人のつながりを大切にしながら楽しんでいきたいなあと思っています。

課題のうちうかは、地域も非常に受け皿の能力が厳しい状況になっています。どこも同じだと思うんですけども、70歳以上の方が今耕作しているところの70%近くを担っていただいているというような状況であります。そういう面で、幸いにも山口雅輝さんが地元でありまして、彼の意欲を大いに買って、彼が次を担う青年として大いに期待しているところであります。私的にも農業委員としても、彼の夢を実現できるようにサポートしていきたいなあと思っています。優良農地等、山口君が必要な部分については優先的に提供できるような形でサポートできたらなあ。

一方、中山間地の中では、大規模化つつうのが非常に難しいので、今、点在

しているっつうのかな、Aさんの土地ががぼつぼつと点在してやっているような状況なんですけれども、できる限りAさんの農業を隣接したような形で、国の集約化というところには多少及びませんけれども、やっぱ中山間地としては、今やれることはそういうことかなあとということで考えておりますので、そんな方向で推進していきたいなあと思っています。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成31年4月1日付、告示第1号をもって招集した平成31年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において4番 井口英昭委員、5番 田村進委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

そうしましたら議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては5ページ右側をごらんください。

3-1で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北1筆376㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、現在申請地を借りて耕作しているが、その申請地において引き続き耕作を行うため当地を取得したい、譲渡人は、高齢による健康面などの不安により耕作を行うことが難しくなっており、譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さんの補足説明をお願いします。

4 番 (井口 英昭君)
この土地については、非常に面積が狭いわけですけれども、■■■■君がその近くに農地を持っておりまして、既にここを借りて耕作をしておるといふ中身でございまして、■■■■君のほうからこの土地を■■■■君に売りたいという話がございまして、現地を確認してまいりました。特別問題はないと解釈をしておりますので、よろしくをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第20号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
異議なしと認めます。よって、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の3ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計7件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては5ページの右側をごらんください。
5-1で表示した場所になります。
北割1区、■■■■の東1筆477㎡になります。
3ページにお戻りください。
申請目的でございますが、駐車場、追認での申請になります。

理由でございますが、借受人は、宅老所の職員、また送迎車の駐車場を設置するため当地を使用したい、貸付人は、高齢で農業を縮小したいので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外。

農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては5ページ左側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

町1区、■■■■■■■■■■の北東1筆 448 m²になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、現在宿舍住まいであるが、手狭になってきたため住宅を建築したく、当地を取得したい、譲渡人は、体調が悪く耕作ができないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

下平区、■■■■■■■■■■の北東2筆 233 m²になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであるが、手狭になってきており、親が所有する宅地に住宅の建築を計画したが、必要な面積を確保するため宅地に隣接する申請地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成31年1月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては6ページ左側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

中沢区、■■■■■■■■■■の北東1筆 1,525 m²になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、木材置き場。

理由でございますが、借受人は、まきストーブ用のまきを販売する予定であるが、まき用木材の置き場を確保するため当地を使用したい、貸付人は、農業を縮小したいので借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内農用地区域外。

農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして5番となりますが、場所につきましては7ページ右側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

中沢区、■■■■の南東2筆 589 m²になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置き場。

理由でございますが、借受人は、事業拡大のため既存の資材置き場では手狭であり、当地を使用したい、貸付人は、農業規模を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成31年1月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続いて4ページをごらんください。

続きまして6番となりますが、場所につきましては7ページ左側をごらんください。

5-6 で表示した場所になります。

東伊那区、■■■■の北西1筆 589 m²になります。

4ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は、現在アパート住まいであるが、親の所有地に住宅を建築したいと考え土地を使用したい、貸付人は、農業を継続することが困難であるため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成31年1月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして7番となりますが、場所につきましては8ページ右側をごらんください。

5-7 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の南 2 筆 497 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、農地へ及ぼす影響が少ないと考えられる当地において、環境対策と今後駒ヶ根市でのボランティア活動等を考えているため、太陽光発電施設を設置したく当地を取得したい、譲渡人は、耕作ができず、高齢であり、管理も困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては3種、近くに [REDACTED] ありということでございます。

以上7件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

1 番から順次、地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番 (齊藤 庄一君)

1 番です。5 ページの地図を見ていただければわかるんですけど、[REDACTED] の東側側のところに [REDACTED] がありまして、その土地のところですけど、不定形で、農地であるんですけど、長年不耕作な状態で、農業ができるような面積もないし、そういうような状況で、そのような理由で宅幼老所の職員の駐車場にしたいということで申請がありました。別段、このような状況から見ると問題はないと思います。

2 番 (赤羽 明人君)

2 番です。場所につきましては [REDACTED]、すぐそこですけども、線路を挟んだ東側になります。ここ南田土地改良の区画整理ができておりまして、住宅がどんどんと建設されておりますけれども、特に問題はないと思います。

17 番 (小松 由喜一君)

3 番です。息子さんが帰ってきて住宅、別宅を建てるということなんで、特に問題ありません。

9 番 (下島 琢郎君)

4 番 5 番ですが、春日委員さんと現地確認をしております。

4 番ですけども、今までは前の農業委員の [REDACTED] さんが耕作しておりましたが、もう高齢でできないということで返されてしまったということで、[REDACTED] さんのところも後継者がいなくて、ここに書いてあるとおりであります。そういったことで、隣接者の [REDACTED] さんも了解をしております。

それから、5 番でありますけれども、これは地図を見てもらえばわかると思いますが、既に転用をして資材置き場にしておる隣になりまして、譲受人も

■■■■さんであります。それで、隣接者の2名の方も了解をいただいておりますので、特別問題はないと思います。

以上です。

8 番 (村上 英登君)

6番です。4月2日に湯澤委員さんと現地を確認しました。そのときに話を聞いたんですけど、借受人、今、■■■■市ってなっているんですけど、これ長男で、親の面倒を将来的には見にやいけないってことで、この息子さんは何か新建材のアレルギーがあるみたいで、母屋の中に入るとじんま疹が出るみたいですので、そのすぐそば、横に新建材を使わない木造のうちを建てる予定だそうですので、特に問題ないと思います。

以上です。

1 番 (小池 慶一君)

7番ですが、太陽光発電の設置の場所であります。地元説明会で排水問題、あるいは除草の関係、あるいはフェンスの問題等々、全部説明をして、了解も得ているということであります。

また、村上委員さんとも現地で確認しておりますので、特に問題はないと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

8 番 (村上 英登君)

すみません。4番と5番の木材置き場と資材置き場って、地目は今度何になるんですか。

主 任 (出口 大悟君)

地目ですが、恐らく転用後に法務局の職員の方が現地確認して地目変更されるかと思うんですが、恐らく、確実でなくていけないんですけど、雑種地とか何か、農地以外になるのは間違いないんですけども、恐らく雑種地になるのかなという気がするんですが、よろしければ、また後で確認してお答えします。よろしいですか。すみません。

会 長 (堺澤 豊君)

よろしいですか。

8 番 (村上 英登君)

ええ。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

会長 (堀澤 豊君) [「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、議案第 21 号について原案どおり可決することに御異議ござい
せんか。

会長 (堀澤 豊君) [「異議なし」と呼ぶ者あり]
御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
ここで、議案第 22 号の審議に入る前に申し上げます。
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限により 22 番 北
原実委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんの
で、審議が終了するまで一時退席を求めます。

会長 (堀澤 豊君) [22 番 北原実君 退場]
それでは、
議案第 22 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)
それでは議案書の 9 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせてい
ただきます。
まず公告年月日でございますが、平成 31 年 5 月 1 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてははごらんをいただきまして、田んぼが 2 万
2,117 m²、畑が 4,411 m²、樹園地が 2,386 m²で、合計が 2 万 8,914 m²ござい
ます。
貸し手が 10、借り手が 11 でございます。
(2) 番 (3) 番の表につきましてははお目通しをいただきまして、10 ページか
ら 11 ページまでに個別の詳細が載っておりますので、御確認ください。
以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会長 (堀澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。

11 番 (西村 功君)
公告年月日は平成 31 年でいいんでしょうか。5 月 1 日だけど。

主査 (井上 幸代君)

すみません。4月の30日までにつくるものについては平成で、その先も、終期等の先の日付についても平成で表記して、5月になってからつくるものについては令和でつくっていくという事務連絡が出ているので、作成日が平成のうちはということです。

11番 (西村 功君)

わかりました。

会長 (堺澤 豊君)

西村委員さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)

はい。

会長 (堺澤 豊君)

ほかに。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第22号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

ここで退席されている委員の着席を求めます。

〔22番 北原実君 入場・着席〕

会長 (堺澤 豊君)

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成31年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時30分 閉会